

# 戸籍のフリガナ記載について

問合せ 戸籍年金係  
☎ 32-18823

先月号の広報あかびらでお知らせしましたとおり、5月26日に施行された改正戸籍法により、新たに氏名のフリガナが戸籍に記載され、公証されます。  
本籍地の市町村から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きますので、中身を正確に確認のうえ、誤っている場合は「氏(名)の振り仮名の届」を行なってください。

## 氏名のフリガナのルール

改正により、5月26日以降に届出を行なう「出生届」「国籍取得届」「帰化届」「就籍届」についても、届書の中で新たに氏や名のフリガナを記載することとなりました。氏名の読み方は、国からの方針が示されており、それに沿ったフリガナの届け出が必要となります。

### 認められる読み方

- 漢和辞典などに掲載されている一般的な読み方
- 漢和辞典に掲載されていない場合

### 一般の読み方だと判断される例

- 音読みまたは訓読みの一部を当てたもの  
例：心愛(ココア)、桜良(サウ)
- 漢字からなる単語に、熟字単位で訓読みを当てたもの  
例：飛鳥(アスカ)、五月(サツキ)、日向(ヒナタ)など
- 直接読まないもの  
例：美空(ソラ)、彩夢(ユメ)など



### 認められない読み方

- 漢字の意味や読み方との関連性をおよそ、または全く認めることができない読み方  
例：「太郎」を「ジョージ」や「マイケル」と読ませる
- 漢字に対応するものに加え、明らかに異なる別の単語を付加し、関連性をおよそ、または全く認められない読み方  
例：「健」を「ケンイチロウ」「ケンサマ」と読ませる
- 漢字の持つ意味と反対の読み方や、漢字の持つ意味や読み方からすると別人と誤解されたり、読み違いと誤解されたりする読み方  
例：「高」を「ヒクシ」「鈴木」を「サトウ」「太郎」を「ジロウ」と読ませる



# かあさん食堂 ぼらん亭 閉店

あかびら市立病院の食堂をボランティアで運営してきた、「かあさん食堂 ぼらん亭」が、4月30日に最後の営業を終え、約15年の歴史に幕を下ろしました。

「かあさん食堂 ぼらん亭」は、2010年7月に「市立病院の食堂を復活させよう」とのボランティアセンターの呼びかけに賛同した、市民の皆様によって開店しました。

売り上げで光熱水費を賄い、そのほかの運営は全てボランティアにより行なわれてきました。他に類を見ないこの取り組みは、他の病院からも羨望のまなざしを集めました。

スタッフの皆様の笑顔やおもてなしで、来院される方々や医師、看護師などの病院関係者に親しまれてきましたが、スタッフの高齢化などにより、惜しまれながら閉店する運びとなりました。

最後の営業終了後、病院内で感謝を込めたセレモニーが行なわれ、富士山市長から感謝状が、渡部院長からは花束が贈られました。

かあさん食堂 ぼらん亭のスタッフの皆様、  
本当にありがとうございました。

いままで  
ありがとう



2010年7月20日  
開店日のスタッフのみなさん

## クーリングシエルター 指定暑熱避難施設を指定しました

市は、熱中症による健康被害の防止のため、「熱中症特別警戒アラート」などが発表された際に、暑さを避けて休憩をとることができる施設として、交流センターみらいを「クーリングシエルター」(指定暑熱避難施設)として指定しました。

### 熱中症特別警戒アラートなどについて

環境省・気象庁が提供する暑さへの「気付き」を呼びかけるための情報です。

### クーリングシエルターについて教えて！

気候変動適応法により、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合に、暑さをしのぐために利用できる施設です。

赤平市では、「熱中症特別警戒アラート」の1段階下にあたる「熱中症警戒アラート」が発令された場合から、クーリングシエルター(交流センターみらい)を開設しますので、ご利用ください。

**指定施設** 交流センターみらい

**開設条件** 熱中症警戒アラートの発令

**開設時間** 8時30分～17時

※発令時は、防災行政無線や市のホームページ、広報車などでお知らせします。

※開設は7月1日(火)～9月30日(火)の期間で発令された場合に限りです。ご利用の際は、施設の指示に従ってください。

### 問合せ

防災対策係 ☎ 32-22211



## 令和7年度 市・道民税の定額減税

令和6年中の合計所得金額が1,000万円超、1,805万円以下で、令和7年度市・道民税の「所得割が課税される方のうち、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(※)を有する場合は、令和7年度市・道民税の「所得割額」から1万円の定額減税が行なわれます。

なお、定額減税後の年税額は、通常どおりの各納期(納期月)に分割して納付となります。

※生計を一にする配偶者。ただし、令和6年中の合計所得金額が48万円を超える方や国外居住者は除く。

詳細は赤平市ホームページにも掲載しています。



### 問合せ

市税係  
☎ 32-22219



## 児童手当の現況届について

現況届は毎年6月1日時点で児童手当を受給している方について、手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。受給者の現況を公簿などで確認できる場合は、現況届の提出が原則不要です。

ただし、次の条件に該当する方は現況届の提出が必要です。

- 1 監護相当・生計費の負担についての確認書を提出している方のうち、子が学生以外の方
- 2 離婚協議中で配偶者と別居している方
- 3 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- 4 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住市区町村と異なる方
- 5 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- 6 その他、赤平市から提出の案内があった方

※現況届の提出が必要な方に、市から案内を郵送します。

現況届を提出しないと、8月分以降(10月支給)の手当を受取ることができませんのでご注意ください。



### 問合せ

子ども未来・医療給付係  
☎ 32-22216